

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

■老齢基礎年金繰り上げ受給

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受け取るのが基本ですが、本人が希望すれば60歳からでも受け取ることが出来ます。この場合、受け取る年金額が65歳から受け始める年金額に比べ減額されます。

減額率は、受給を希望し請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて1か月減るごとに0.5%ずつ低くなります。

つまり、繰り上げの請求を行う月によって減額率は異なります。なお、減額は一生続きますので注意が必要です。

年金を受け取る手続きを裁定請求といひ、国民年金の裁定請求の手続きは、市区町村役場の国民年金の窓口(第3号被保険者期間がある場合は年金事務所)で行います。

■繰り上げ受給の注意点

繰り上げ受給をするといくつかのデメリットがあります。十分理解したうえで繰り上げ受給をするかどうか決める必要があります。

■老齢基礎年金繰り上げ受給総額(累計額)

(20歳から60歳まで40年間保険料を納めて、65歳からの年金額を満額786,500円受け取るものと単位:円として計算しています。)

受給開始年齢 累計額	60歳 (70%)	61歳 (76%)	62歳 (82%)	63歳 (88%)	64歳 (94%)	65歳 (100%)
60歳時	550,550					
61歳時	1,101,100	597,740				
62歳時	1,651,650	1,195,480	644,930			
63歳時	2,202,200	1,793,220	1,289,860	692,120		
64歳時	2,752,750	2,390,960	1,934,790	1,384,240	739,310	
65歳時	3,303,300	2,988,700	2,579,720	2,076,360	1,478,620	786,500
70歳時	6,056,050	5,977,400	5,804,370	5,536,960	5,175,170	4,719,000
75歳時	8,808,800	8,966,100	9,029,020	8,997,560	8,871,720	8,651,500
80歳時	11,561,550	11,954,800	12,253,670	12,458,160	12,568,270	12,584,000

※表中の金額は、受給開始年齢到達月(誕生日の前日の属する月)に繰り上げ請求した減額率により計算しています。
※実際には、請求した月に応じて、次の式で計算された減額率によって老齢基礎年金額が減額されます。
減額率 = 0.5% × 繰り上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

- ① 繰り上げの請求をした場合は、裁定の取り消しや変更はできません。
- ② 請求時の年齢に応じて年金額が減額され、一生減額された年金を受け取ることになります。
- ③ 繰り上げ受給後は、65歳になるまでの間に障がい状態になっても、原則として障害基礎年金が受給できません。
- ④ 繰り上げ受給後に遺族年金等が発生した場合は、65歳になるまでの間、老齢基礎年金と遺族年金のどちらか一方を選択することになります。65歳からは両方支給されますが、老齢基礎年金は減額支給のままです。
- ⑤ 寡婦年金を受ける権利がなくなります。
- ⑥ 国民年金の任意加入ができません。

○昭和16年4月2日以降に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～66歳11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～67歳11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～68歳11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～69歳11か月	133.6%～141.3%
70歳0か月～	142%

■老齢基礎年金繰り下げ受給

国民年金の老齢基礎年金は、本人が希望すれば66歳から70歳までの希望するときから年金を受け取ることが出来ます。この場合、受け取る年金額が65歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、65歳になった月から繰り下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じて1か月増すごとに0.7%ずつ高くなります。

つまり、繰り下げの請求を行う月によって増額率は異なります。ただし、昭和16年1日以前に生まれた方は、66歳で受け取り始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。